

年金

...そこが知りたい



住民課戸籍年金係

☎ 74-3002

カラ期間にご注意ください

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方は、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

ところで、「老齢基礎年金を受けるのに加入期間が数年足りなかった」といった話しを耳にしますが、ここで大切なのが「カラ期間」を活かすことです。老齢基礎年金を受けるためには、25年以上の期間が公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要で、この25年にカラ期間も含まれます。

カラ期間とは
このカラ期間は、25年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれています。

このカラ期間の主なものは、原則、昭和36年以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった次の方の期間となっております。

昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者
平成3年3月までの学生 海外在住の日本人。また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。本人の届出が必要です。

これらのカラ期間は年金の未加入期間となり、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として本人の届出に基づいてカラ期間の有無が調査されます。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、年金事務所などにその旨を申し

出て相談してください。また、カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に国民年金の任意加入の申出ができます。この場合の保険料の額は、一般の第1号被保険者と同様で平成22年度は月額15,100円となります。ただし、任意加入者には免除制度がありませんのでご注意ください。

問合せ
住民課戸籍年金係
☎ 74 3002 (直通)
室蘭年金事務所
☎ 0143 24 7104

国民年金保険料免除制度があります！

平成22年度国民年金保険料免除の申請は、7月1日から受付しています。

国民年金保険料の納付が困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下又は失業などにより納付することができない場合は、申請により保険料の全額・一部納付が免除される制度があります。そのまま未納とせず免除申請をご希望される方は、役場、各支所国民年金窓口などに相談ください。

わたしのうた

短歌 【あぶた短歌会】六月定例会より

運び屋は野の鳥ならむ庭土に

覚えなき木の育つたのしく

山鳩のくぐもる声に頭たしむる

汗して畑うつ母のうしろで

しんとして五月のひかりいただいて

本願寺展へ参りて候(皇恩寺ツアー)

何時までも冬着ぬがれずこの年は

リラは咲けども寒き朝あり

大滝のナイアガラの滝に歩み止め

マイナスイオンに活力みなぎる

おおらかにゆるる鳥根の白ぼたん

ふる里しのびなつかしき花

子も育ちつばめはそろそろ旅立つか

朝霧の中くり返し飛ぶ



赤塚 瑛子

山 木 孝

大西 芳子

北島 加代

太田 智

室野 晃慶

元田 フジ子

俳句 【あぶた俳句会】六月定例会より

羅^ろや雨^{あめ}もまたよし蛇の目傘

羅^ろに老舗^{らうほ}の意気を包みけり

嫁姑^{よめぢや}つすもの似合いお出掛けに

家々の庭盛り上げる花つつじ

母の忌や僧一族の薄衣

つすものは今年も肩にかるきかな

羅^ろ|| 紹^{しやう}や紗^{しや}などの生地で作った夏用の単衣

井村 育子

菅原 敏子

小笠原 勇

三瓶 修

矢野 知子

那須 伶子